

海外渡航と医療保険

ANAセールス株式会社 CS推進室長

北湯口 茂 *Shigeru Kitayuguchi*

昨今の海外旅行ブームは目覚ましいものがあります。旅行はもちろん、企業活動の一環として海外出張や駐在の機会も増えてきています。

しかしながら、いくら気軽に便利に海外に出かけられる時代になったとはいえ、習慣や言語等の異なる海外で万が一、交通事故、病気、犯罪などのトラブルにあった場合を考えると様々な不安がつきまとうかと思えます。日本の安全に慣れきった私達日本人には、想像も出来ない大きなトラブルに遭遇したり、また、法律の違いや医療制度の違いから、想像できないほどの莫大な出費を伴う事例も発生しています。とりわけ、海外で病気やケガを負った際の医療費、他人に損害を与えた際の損害賠償金、訴訟費用などは、日本と比べてかなりの高額になることがほとんどです。

このような海外での不慮の事故や病気に備えるためには、海外旅行保険、特に医療を

カバーする保険に加入するのがもっとも便利で安全です。医療をカバーする保険と一口で言っても、日本出発時に個人で加入する保険、いわゆる「海外旅行総合保険」、現地駐在員が加入する「駐在員用医療保険」、あるいは企業が加入している「海外旅行保険企業包括契約」、また旅行会社がツアー参加顧客の万が一の事態に傷害を補償するために加入している「旅行特別補償」、クレジットカード会社がカードメンバーのために提供している「カード会員用海外・国内旅行傷害保険」など様々な種類が存在しています。

それぞれに特色があり、使い勝手の良さ、補償の内容、加入の簡易性の有無などを考慮して、個人でどの保険に加入するかを比較検討してから加入の判断をするのが最善かと思えます。

しかしながら、保険の仕組みはどのようになっているかを詳しく知り、自分にあった最適な保険を選択するのは、なかなか容易なことではないかもしれません。また、比較するにしても何を基準に比較すれば良いかが判り難いのが現実だと思えます。

今回、各種の保険の種類と内容を紹介すると共に、海外での事例紹介、治療費用の現状、健康保険との関連などを紹介したいと思います。最後に一般的に加入が簡単で、メリットも大きい「海外旅行総合保険」について、より詳細に概略を紹介しますので、加入の際の参考の一助にいただければ幸いです。





1. 保険の種類

① 海外旅行総合保険

ケガや病気、盗難など、海外での様々なトラブルで被った損害を補償する保険。補償額は契約によって異なる。

② 駐在員用医療保険

派遣企業が、海外駐在員用に加している医療保険。駐在国により種類が異なる。また、公的な保険から、保険会社との契約で加入する場合がある。最近では企業包括契約も主流となりつつある。

③ 企業包括保険

契約締結時に、「予め約定した補償内容で対象者全員を付保していただく」条件の下に、個別に申し込み手続きをすることなく包括的に契約できる便利な契約方式。

④ 旅行特別補償

旅行会社が実施する企画旅行に参加するお

客様が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った時に、お客様またはその法廷相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金、及び通院見舞金を支払う保険。この保険は、企画旅行会社が参加顧客のために加入している保険であり、旅行者個人が加入できない旅行会社用の保険です。

⑤ クレジットカード会員用

国内・海外旅行傷害保険

原則として、旅行の際に航空券やパッケージ・ツアーなどを各種クレジットカードで支払うと、旅行傷害保険が自動的に付帯されます。カード会員本人はもちろん、配偶者および生計を共にする親族まで、傷害死亡・後遺障害保険金などの補償が適用されます。また一部クレジットカードでは、基本カード会員については加入クレジットカードで支払いをしていない場合でも、補償される場合があります。ただし、一般的に補償内容には制限が

あり、個人で加入する海外旅行傷害保険と比較して補償額内容が異なることが多い。

さて、保険の種類がわかったところで、それでも実際に海外に出かけてみないとその必要性が十分に理解できないかもしれません。旅行者の心情としては、限られた予算を旅行代金や現地滞在費、土産物などの買い物などの楽しみに割きたいものがあると思われます。しかしながら、水が変われば体調も変わるといわれるほどに、海外では急に体調不調に陥ったり、思わぬ事故に遭遇することも多々あります。その状況と実際の対応例をここでは紹介いたします。



2. 海外における事故対策

①急増する日本人の海外でのトラブル

日本人海外渡航者数の急激な伸びに伴い、

海外における事故や病気などのトラブルも増え続け、2008年度における海外旅行保険の保険金支払い件数(被害者数)は176,416件(平成20年度 傷害保険料率算出機構調べ)に上っています。

②高額な医療費

海外で医者にかかるとなると言葉の問題もさることながら、高額な治療費、入院費が問題になります。特に先進国の場合、相当の支出が見込まれます。一方、発展途上国の場合、現地の病院では正確な診断がつかず、先進国の病院まで移動し、治療を受けた結果、一命をとりとめた例も少なくありません。このようときには医療費の他に航空運賃、宿泊費がかかります。実際に発生した例と支出金額を別添資料にしていますので、ご参照ください(表1)。

日本では、健康保険制度(国民健康保険を

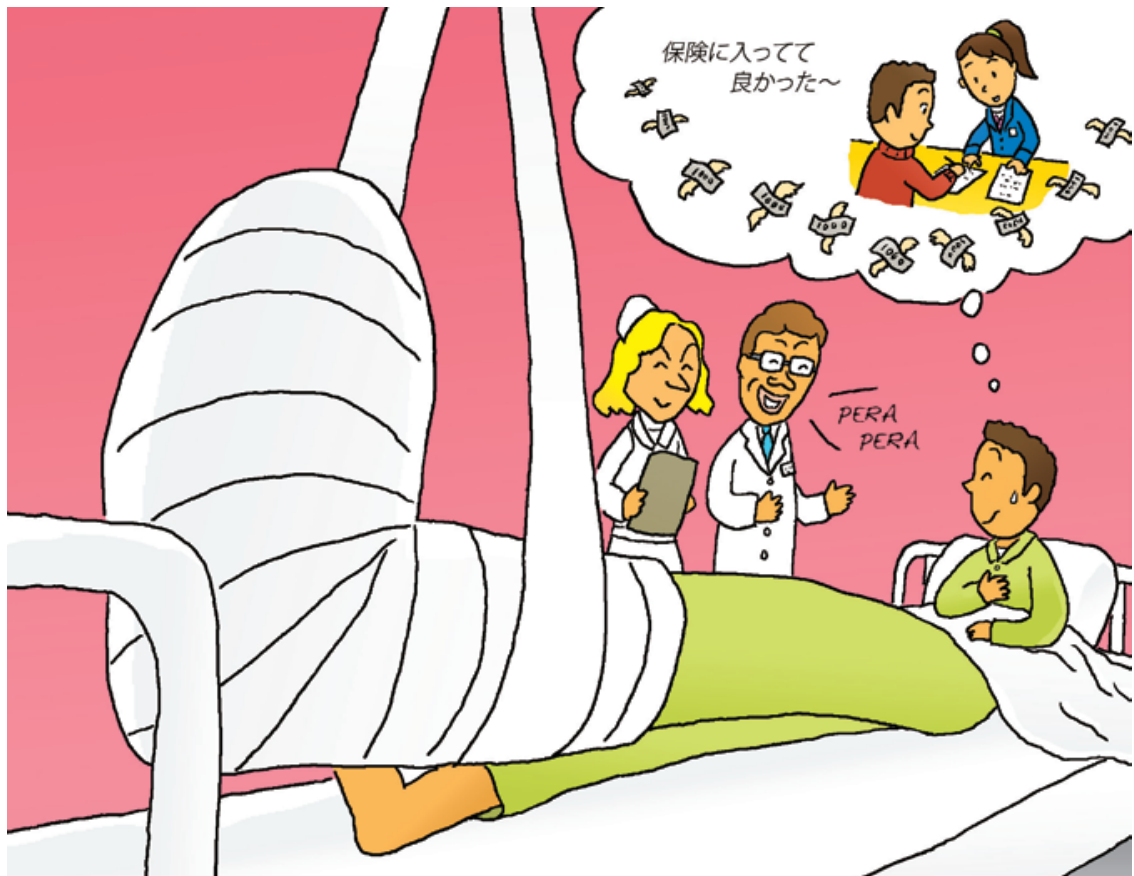


表1 地域別・事故例と発生した費用の額

国名(都市名)	事故内容	治療費用・移送費用
中国(福建省)	イスから転落し、左頭部硬膜下血腫、頭蓋骨骨折。容態により日本への長時間の移送が困難なため、医師付き添いのもと香港へ緊急移送。10日間入院後、医師付き添いのもと日本の病院へ移送された。	2,500,000円
中国(大連)	バス乗車時に足を踏みはずし、後頭部を強打し、意識不明。通常のフライトでは気圧が悪影響を及ぼす恐れがあり医師の判断に基づき医療専用機により都内の病院へ移送された。	7,000,000円 以上
ベトナム(ホーチミン)	くも膜下出血で倒れる。即時シンガポールへの移送が必要と医師に診断され、同日中に看護師付き添いのもと医療専用機で移送。	10,000,000円 以上
米国(ニューヨーク)	脳梗塞で倒れ、入院。一カ月後、医師の判断に基づき、看護師付き添いのもと日本の病院へ移送された。	10,000,000円 以上
イタリア(ローマ)	暴漢に襲われ、頭部打撲、脳内出血。2ヶ月の入院の後、医師の判断に基づき、看護師付き添いのもと日本の病院へ移送された。	10,000,000円 以上
ニカラグア	消化器官からの出血。現地での医療レベルでは治療が困難なため、医師付き添いのもと米国・ヒューストンへ緊急移送。一週間の入院加療の後、看護師付き添いで日本の病院へ移送された。	4,500,000円 以上

含む)が完備されています。このような公的保険に加入していて、かつ自己負担の範囲内で治療を受ければ、比較的納得のいく金額で治療を受けることができるのは誰でもがご存知のことだと思います。しかし、日本でもひとたび「保険適用外」での治療を受けるとかなり高額な治療費がかかることも周知の事実だと思います。では、海外で治療を受けた場合の日本の健康保険とのかかわり、あるいは出張等の海外渡航の場合の労災保険の適用可否等、ここではそれぞれの関連について説明いたします。



3. 海外での治療費と健康保険

健康保険(国民健康保険を含む)は、海外での医療費についても適用対象となっています。組合健保の場合、海外の病院から診療報酬明細書をもらい、事業主経由で組合健保に提出した場合には日本の「診療報酬」に見合った額が払い戻されます。しかしながら、つぎの理由から、健康保険のみでは十分補償がカバー

できるものとはいえません。

(1) 現地支払いが出来ない

- ① 一時的にも治療費を全額自己負担しなくてはなりません。
- ② 支払い基準は国内基準が適用されるので、100%補償されるとは限らない。例えば、盲腸の手術費で現地で3,000ドル(約30万円前後)請求された場合、日本での盲腸の診療報酬(自己負担分を除いた額)を仮に8万円とすると、8万円のみが払い戻され、その差額22万円は自己負担になります。

(2) 健康保険へ請求の際は、 現地語の和訳が必要

海外から各種証明書類の取付け等が必要となり、手続きに時間を要します。

(3) 救援者費用、賠償責任、携行品の補償がない

治療費以外に「海外旅行中に想定されるリスク」は多々考えられ、健康保険ではそれらのリスクをカバーすることはできません。



4. 海外での治療費と 労災保険

労災保険は、業務災害、通勤災害を被った場合に支払われ、海外派遣者(駐在員)についても特別加入の方法をとることによって、労災保険の給付が受けられます。しかしながら、日本国内で発生する事象への対応とは異なる「適用除外」も多々あり、注意が必要です。

※現地支払いが出来ないこと、救援者費用、賠償責任、携行品等の補償がないこと、労災保険への請求の際には各種証明書類の現地語の和訳が必要であることは、健康保険と同様です。

5. 外的な原因による 災害の場合は適用されない

例えば治安が不安定な国における第三者による危害行為や、感染症や風土病にかかった場合は適用対象とはなりません。

- (1)海外赴任途上及び帰任途上の災害については、適用されないことがある。
- (2)現地法人の代表者は特別加入の原則対象外になってしまう。

これまで、様々な角度から、渡航時における利用可能な各種保険を比較考察してきました。それぞれの保険のメリット、デメリット



を含め、各種保険の概要は理解していただけただけではないでしょうか。また、誰でもが加入でき、かつ、とてもメリットが大きいものが「海外旅行総合保険」であることは、理解していただけたいと思います。これからは、海外旅行総合保険について、もう少し掘り下げて説明していきます。なお、保険の補償範囲については個別に各保険会社が明確な適用基準を作成しています。ここで記載する概略はあくまでも一例であり、詳細な適用範囲は加入する際に加入保険会社と確認してください。

6. 海外旅行保険の概要

海外旅行総合保険とは、海外旅行保険と個人包括賠償責任(CPL)を組み合わせたものをいいます。様々なリスクを抱えた海外旅行においては非常に役立つ便利な内容です。詳細は別添資料をご参照ください(表2)。

①保険会社の現地対応

保険会社は海外で緊急事態に遭遇したときに対応できるよう、会社にもよりますが24時間の緊急サービスを設置しており、日本語で安心して対応を依頼することが可能です。具体的には下記の内容が主だったものです。

※あくまでも参考例であり、各社で異なる対応を行っています。加入の際に必ず確認をしてください。

(1)保険についての相談

保険事故の報告や最寄りの病院・日本語が通じる病院を知りたいときなどに連絡できます。保険事故にあった際には、サポートする現地アシスタント会社・クレームエージェント(事故処理会社)の紹介もしてくれます。

(2)キャッシュレスメディカルサービス

海外旅行中にケガや病気のため病院で治療を受けても、お客様ご自身で治療費を支払う

表2 海外旅行保険の概要

海外において〇〇した場合	お支払いする保険金
1. ケガや病気で死亡した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・傷害死亡保険金、疾病死亡保険金 ・日本からの救援者(家族)の旅費(救援者費用等保険金、治療・救援費用保険金) ・遺体移送費用(救援者費用等保険金、治療・救援費用保険金)
2. ケガや病気で医師の治療を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・治療費、入院費等(傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金、治療・救援費用保険金) ・緊急移送費(傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金、治療・救援費用保険金) ・長期入院の場合、日本からの救援者(家族)の旅費(救援者費用等保険金、治療・救援費用保険金)
3. 盗難、破損、火災などで携行品に損害を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・損害額(携行品損害保険金)
4. 日本にいる身内のご不幸、自宅の火災、旅行地での戦争の勃発等により緊急に帰国する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・往復の航空運賃等交通費等(緊急一時帰国費用保険金)
5. 業務外の原因で他人の体を傷つけ、また、財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合	<ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償金・訴訟費用 自動車事故で現地強制保険で不足する分(個人包括賠償責任保険金) 自動車事故以外(賠償責任、個人包括賠償責任保険金)
6. 業務外に起因する人格権侵害により法律上の損害賠償責任を負った場合	<ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償金・訴訟費用(個人包括賠償責任保険金)
7. 日常生活中、業務外で他人に身体障害を与えた場合(自動車事故を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・賠償責任の有無にかかわらず支払う被害者の治療費(被害者治療費用保険金)

【注意事項】

1. 傷害治療費用及び、疾病治療費用については、次の(1)(2)の費用が支払い対象となり、(3)は支払い対象とならない。
 - (1)日本国内において治療を受けた場合、自己負担額として被保険者が診療機関に直接支払った費用
 - (2)海外において治療を受けた場合、被保険者が診療機関に直接支払った費用
 - (3)日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が直接支払うことが必要とされない費用。また、海外において同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない費用
2. 次のような場合は保険会社所定の割増保険料が必要です。割増保険料を支払っていない場合には保険金が削減される場合、あるいは支払われない場合があります。
 - 旅行先で危険な仕事(例えば、土木、建設工事などに)従事される場合
 - 旅行先で危険なスポーツ(例えば、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー等)をする場合
 - 戦争・外国の武力行使・内乱等により被るケガ・病気を補填する場合

※上記の内容は一般的な海外旅行総合保険(海外旅行保険、個人包括賠償責任保険)の特徴を説明したものです。詳しくは各保険会社の商品パンフレットをご覧ください。

ことなく、保険会社が病院に治療費を支払うサービス。

※病院によっては利用できない場合があります。また、緊急歯科治療の場合は利用できない場合もあります。その他諸条件については加入する保険会社に確認してください。

(3)緊急医療アシスタントサービス

最寄りの病院や日本語が通じる病院を知りたいとき、病院や日本への緊急移送が必要などときなどに、保険会社が提携している国際的アシスタント会社が直接サポートしてくれるサービスです。多くの場合、緊急の際は地域ごとに所定のセンターへ電話することが可能です。



7. 最後に

海外渡航においては、全て自分の身の安全から、病気にいたるまで、本来なら自己管理のもとで楽しく、安全に快適に過ごせるような努力も必要だと思います。しかしながら、どれほど自己防衛、自己予防しても起こってしまうのが事故や病気でしょう。「転ばぬ先の杖」として、海外旅行保険を上手に活用して、楽しく海外旅行や海外での生活を楽しんでいただけることを願ってやみません。

きたゆぐち●しける

大学在学中から添乗員として勤務開始。卒業後は、添乗員、流通業、外資系金融業を経て1993年に旧トラベル・エー社(現、ANAセールス)に中途入社。入社以来、営業、手配、支店総務、システム開発、国際航空券発券、カウンター販売、社員教育業務等を経て2010年4月より現職。